

基礎控除の改正

- 基礎控除額が10万円引き上げられます。
- 合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、その合計所得金額に応じて控除額が段階的に引き下げられ、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用がされません。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前 (令和2年度以前)	改正後 (令和3年度以降)
2,400万円以下	33万円 (所得制限なし)	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		0円(適用なし)

調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されなくなります。

扶養控除等の所得金額要件の見直し

所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件等

要件等	改正前 (令和2年度以前)	改正後 (令和3年度以降)
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	合計所得金額 38万円以下	合計所得金額 48万円以下
配偶者特別控除にかかわる配偶者の合計所得金額要件	合計所得金額 38万円超 123万円以下	合計所得金額 48万円超 133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額 65万円以下	合計所得金額 75万円以下
障害者等に対する非課税措置の合計所得金額要件	合計所得金額 125万円以下	合計所得金額 135万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額	65万円	55万円
均等割が非課税となる合計所得金額	1.扶養親族なし…合計所得金額 28万円以下の方 2.扶養親族あり…28万円×(本人、 控除対象配偶者及び扶養親族の 合計数) + 扶養親族が いる場合は16万8千円	1.扶養親族なし…合計所得金額 28万円 + 10万円以下の方 2.扶養親族あり…28万円×(本人、 控除対象配偶者及び扶養親族の 合計数) + 10万円 + 扶養親族が いる場合は16万8千円
所得割が非課税となる総所得金額等	1.扶養親族なし…合計所得金額 35万円以下の方 2.扶養親族あり…35万円×(本人、 控除対象配偶者及び扶養親族の 合計数) + 扶養親族が いる場合は32万円	1.扶養親族なし…合計所得金額 35万円 + 10万円以下の方 2.扶養親族あり…35万円×(本人、 控除対象配偶者及び扶養親族の 合計数) + 10万円 + 扶養親族が いる場合は32万円